



# 改善作業費用「負担を」

## 増幅器交換で調整必要にCATV事業者が提訴

### 4K8K対応工事で双方向サービスに支障

新4K8K対応工事を実施した影響で「ケーブルテレビ等の事業が妨害され、提供するサービス品質の劣化を招き営業権を侵害された」などとしてケーブルテレビ事業者が、工事を行った業者に不法行為等に基づく損害賠償として、改善のため自らが実施する増幅器調整作業負担相当額を求めた裁判の判決が6月9日、東京地裁であった。堀田秀一裁判官は改修業者の不法行為責任を認めず、ケーブルテレビ事業者の請求を棄却した。

判決文などによれば、が従前と変化するた増幅器の信号レベルが正常値から外れ、ノイズが混入し通信機能に障害を生じさせる可能性があるから、堀田裁判官は、新4K8K対応工事は調整作業が内容に含まれていないことを前提として受注した、また管理組合が調整作業の不履行を問題として作業の実施を協業に求めている点などから、「契約に基づく(協業の)債務として調整作業が含まれていない」とは認められないと判断。ジェイコム「調整作業を行う義務を負っていた」との主張を退けた。

同裁判でジェイコムは、協業は管理組合側にジェイコムの有料サービスに適正に利用するには調整作業が必要であることを説明し、同作業をジェイコムに委託するなどしてサービス提供に支障が生じないよう同

業者が行う義務があるとして「だ」と認定した。だが管理組合が了承した工事を実施している、契約に基づく債務として調整作業が含まれていない点から、工事の実施が「不法行為として違法である」ということはできない」と結論付けた。ジェイコムは「調整作業を行わずに放置することや、マンシヨンの大規模修繕工事の設計・監理に対応した契約書類がないことが課題となっていた」と契約書類を作成した背景を説明する。

この点については判決は、工事に際しては「調整作業を実施しなければ有料サービスの利用者に不利益が生じる恐れがあることを管理組合に説明する義務がある」と認定。ただ、協業が「ジェイコムに委託して協業の費用負担の下、調整

作業を実施する義務がある」とは認められないと判断。ジェイコム「調整作業を行う義務を負っていた」との主張を退けた。

エイコム側の反論が不採用になった点から「結果的に弊社の主張が認められたものと認識している」との見解も示し「今後管理組合が設備の更新をする際に調整作業の費用負担が不必要になる判決だと受け止めている」としている。

ジェイコム側は期日までに回答がなかった。(マンシヨン管理新聞1207号)

#### (1面の続き)

同研究会事務局の一般社団法人日本建築士事務所協会連合会(日事連)は「一部の設計コンサルタント会社による利益相反行為等が社会問題化していることや、マンシヨンの大規模修繕工事の設計・監理に対応した契約書類がないことが課題となっていた」と契約書類を作成した背景を説明する。

契約書類の価格は一般税込み1320円。日事連、公益社団法人日本建築士会連合会等で作成に当たってはマンシヨン修繕設計・監理業者契約約款作成協議会が編集協力を行った。同協議会の参加団体は左記の通り。

一般社団法人マンシヨン改修設計コンサルタント協会・同マンシヨン大規模修繕協議会・同マンシヨンリフォーム技術協会・NPO法人リアル技術開発協会・建物診断設計事業協同組合・マンシヨンリフォーム協同組合。

※四会＝一般社団法人日本建設業連合会・同日本建築士事務所協会連合会・公益社団法人日本建築家協会・同日本建築士会連合会

いずれも五十音順(マンシヨン管理新聞1206号)

**編集後記:** 新4K8K対応工事を実施した影響で「ケーブルテレビ等の事業が妨害され、提供するサービス品質の劣化を招き営業権を侵害された」などとしてケーブルテレビ事業者が、工事を行った業者に不法行為等に基づく損害賠償として、改善のため自らが実施する増幅器調整作業負担相当額を求めた裁判の判決。東京地裁の堀田秀一裁判官は改修業者の不法行為責任を認めず、ケーブルテレビ事業者の請求を棄却した。疑問点は、管理組合が工事施工業者の善管注意義務及び説明責任を追及すべき内容と思われること。工事業者に対して管理組合は増幅器の交換による支障について事前に説明を求め支障発生時の対応など工事発注書に記載し発注することが必要だったのではないかと。